

平成17年6月定例会会議録(第2号)

平成17年6月9日 木曜日 午前10時00分開議

大 沼 久 議 長 蒲 生 光 男 副議長

出席議員(20名)

1番	我 妻	昇	議員	2番	内 谷	重 治	議員
3番	大 道 寺	信	議員	4番	谷 口	栄 子	議員
5番	佐 々 木	謙 二	議員	6番	安 部	隆	議員
7番	町 田	義 昭	議員	8番	鳥 谷	政 一	議員
9番	蒲 生	光 男	議員	10番	渋 谷	佐 輔	議員
11番	高 橋	孝 夫	議員	12番	鈴 木	武 次	議員
13番	小 関	勝 助	議員	14番	鈴 木	良 雄	議員
15番	鈴 木	小 市	議員	17番	蒲 生	吉 夫	議員
18番	佐 々 木	榮 七	議員	19番	鳥 田	友 市	議員
20番	鈴 木	新 助	議員	21番	大 沼	久	議員

欠席議員(1名)

16番 藤 原 民 夫 議員

説明のため出席した者

目 黒 栄 樹 市	長	長谷部 宇 一 助	役
佐 藤 義 夫	収 入 役	平 進 介	総務課長兼選挙管理 理委員会事務局
松 本 弘	財 政 課 長	松 木 幸 嗣	企 画 調 整 課 長
中 井 晃	税 務 課 長	小 泉 良 一	市 民 課 長
船 山 祐 子	健 康 課 長	宇 津 木 正 紀	福 祉 事 務 所 長
高 橋 信 夫	会 計 課 長	金 田 寿 一	消 防 主 幹
飯 田 武 志	監 査 委 員	田 中 勝 男	教 育 委 員 長
大 滝 昌 利	教 育 長	安 部 嘉 徳	選 挙 管 理 委 員 会 長
長谷部 惣 一	農 業 委 員 会 会 長	梅 津 和 士	農 林 課 長
那 須 宗 一	商 工 観 光 課 長	浅 野 敏 明	建 設 課 長
平 英 一	管 理 課 長	梅 津 敏 昭	文 化 生 涯 学 習 課 長
遠 藤 正 明	農 業 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 剛	水 道 事 業 所 補 佐

堀 邦 夫 学 校 給 食 沼 澤 厚 子 監 査 委 員 事 務 局 長  
共 同 調 理 場 長

### 事 務 局 職 員 出 席 者

佐 藤 仁 議 会 事 務 局 長 児 玉 行 宏 補 佐  
五十嵐 恵美子 主 任 塚 田 知 広 主 事

### 議 事 日 程 ( 第 2 号 )

平成 1 7 年 6 月 9 日 木 曜 日 午 前 1 0 時 0 0 分 開 議

#### 日 程 第 1 市 政 一 般 に 関 す る 質 問

- 1 7 番 蒲 生 吉 夫 議 員
- 1 1 番 高 橋 孝 夫 議 員
- 3 番 大 道 寺 信 議 員
- 1 9 番 島 田 友 市 議 員

### 本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

議 事 日 程 ( 第 2 号 ) に 同 じ

## 開 議

大沼 久議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員はございません。  
なお、16番藤原民夫議員からは遅刻する旨の申し出があります。よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

なお、鈴木要一郎水道事業所長が欠席のため、佐藤剛水道事業所補佐が出席しておりますので、ご報告申し上げます。

本日の会議は、配付しております議事日程第2号をもって進めます。

### 日程第1 市政一般に関する質問

大沼 久議長 日程第1、市政一般に関する質問を行います。

なお、質問の時間は答弁を含めて60分以内となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

#### 蒲生吉夫議員の質問

大沼 久議長 それでは、順次ご指名いたします。

初めに、順位1番、議席番号17番、蒲生吉夫議員。

(17番蒲生吉夫議員登壇)

17番 蒲生吉夫議員 おはようございます。

6月定例議会に当たりまして、10年ぶりくらいかもしれませんが、1番バッターとして順次

質問をさせていただきたいと思います。

本日通告しておりますのは、2件でございますけれども、最初、1番目の住民基本台帳ネットワークシステムを構築する趣旨として、次のように言われております。「住民の利便性を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民票の記載事項として新たに住民票コードを加え、住民票コードをもとに、市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理及び国の機関などに対する本人確認情報の提供を行うための体制を整備し、あわせて住民の本人の確認情報を保護するための措置を講ずる」とされていますが、要するに簡単に言ってしまうと、国民一人一人の個人情報を11桁の番号で一括して管理し、個人情報を保護するための措置をするということでございます。

このシステムの一次稼働として、2002年8月から基本的部分が稼働し、二次稼働として2003年8月より住民票の写しの広域交付・転入転出の特例措置、住民基本台帳カードの交付などですが、いわゆるこの三つの部分の本格稼働が始まりました。国のうたい文句では、高セキュリティシステム、メンテナンス性重視の高い信頼性、既存住基システムとの親和性の高いシステム、操作性、運用性を追求したシステムとのことでありましたが、もくろみどおりにはいかになく、さまざまなトラブルが発生したことも報じられました。

こういった状況の中で、5月30日の山形新聞の夕刊と5月31日の朝日新聞に掲載されていましたが、石川県内に住む28人が、国と県、ネットを管理する財団法人地方自治情報センターを相手取り、自分たちの個人情報の削除と1人当たり22万円の慰謝料を求めていた訴訟の判決が30日金沢地裁でありました。結果は、住基ネット離脱を容認、参加強制は違憲、しかし慰謝料の請求は退けたというものでしたが、同じよう